

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加算印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との交換 公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	460,000千円 H25.3.31まで	H25.2.11 ロメで (同日)	日本側 井上進在トーゴ大使 トーゴ側 エリオット・オ イヌ外務・協力大臣	H25.2.25 57号
トーゴ	トーゴ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とトーゴ共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	1,100,000千円 -----	H25.4.22 ロメで (同日)	日本側 井上進在トーゴ大使 トーゴ側 ソリトキ・エソ 初等・中等・職字教育大 臣	H25.5.13 172号
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	450,000千円 H26.3.31まで	H25.11.18 ロメで (同日)	日本側 井上進在トーゴ大使 トーゴ側 クーロ・クラ・ アサダジ農業・畜産・水 産大臣	H25.12.5 359号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。